

## 令和4年1月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和4年1月31日

開会：午前10時00分～午前10時58分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委員 杉 岡 佐 緒 理

委員 古 川 知 子

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 ほか担当職員

○教育長 皆様おはようございます。ただいまから、教育委員会1月定例会を開催いたします。

本日、田中委員が所用のため欠席届を提出されておりますが、定員数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

それでは日程第1「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委

員は古川委員を御指名申し上げますので、よろしく申し上げます。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には10月25日に開催されました教育委員会10月定例会会議録案及び11月22日開催の教育委員会11月定例会会議録案を配布いたしております。原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会10月定例会会議録案及び11月定例会会議録案については承認することといたします。

それでは次に日程第4、議案第1号「令和3年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第1号「令和3年度教育費補正予算案についての意見」。

令和3年度教育費補正予算案についての意見を、次のとおりとする。

令和4年1月31日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号「令和3年度教育費補正予算案についての意見」につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページから4ページを御覧いただくよう、お願いします。

3ページの令和3年度教育費補正予算案の説明に沿って御説明させていただきます。今回補正させていただく事業は2点ございます。

まず1点目は、学校教育施設整備基金積立事業に関わるものでございます。本市ではふるさと納税を通じ、守口市ふるさと応援寄附金事業を実施しています。寄附金の使い道を「災害に強いまちづくりプロジェクト」、「子どもの笑顔輝くまちプロジェクト」、「みんなが健康なまちプロジェクト」、「住みよいまちづくりプロジェクト」のいずれかを指定することができ、目的別に寄附された寄附金を各使途目的に応じた基金へ積み立てて、基金を財源とした事業実施を通じて、寄附者の意向を市政に

反映させることとしています。

守口市教育委員会では教育目的として寄附された寄附金を、学校施設整備基金へ積み立てています。今年度においては、令和3年12月時点の寄附金額が当初予算を上回ったことから、寄附金額の増加にかかる歳入予算の補正措置と、それに伴う学校施設整備基金積立金にかかる歳出予算の補正措置を行う必要があります。

具体的な金額につきまして御説明させていただきます。項目番号1、学校教育施設整備基金積立事業の財源といたしまして、寄附金の決算見込みと当初予算の差額として、22,705,000円を計上しており、歳出予算といたしましては、寄附の増加分と同額の22,705,000円を計上しております。

続きまして2点目は、施設維持管理事業（小学校）に関わる内容で、令和3年度事業として取り組んでおりましたが、藤田小学校、佐太小学校2校の高圧電気機器改良工事につきましては、入札手続きを行い契約を締結いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、世界中で半導体の不足が生じていることを受け、今回の工事に使用する材料の調達ができず、年度内に工事完了が見込めない状況となりました。

つきましては、地方自治法第213条第1項に基づき、当該事業にかかる歳出予算を令和4年度に繰り越す必要があります。

具体的な金額について御説明させていただきます。項目番号2、施設維持管理事業（小学校）において、藤田小学校他1校高圧電気機器改良工事として、6,105,000円を翌年度に繰り越そうとするものです。なお、繰り越した歳出予算につきましては、令和4年度早々の工事完了を目指してまいります。

以上、誠に簡単な説明でございますが御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 念のためにお伺いしますが、工事の遅延、繰越しによって教育活動に支

障はございませんか。

○事務局　もちろん、学校教育活動に支障がないような形で対応をさせていただきます。以上でございます。

○教育長　ほかに御質問や御意見はございますでしょうか。

それでは、他に御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思います。議案第1号につきましては、原案どおりに決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　異議なしと認め、議案第1号につきましては、原案どおりに決定いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第2号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金にかかる債権の放棄についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局　議案第2号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金にかかる債権の放棄についての意見」。

守口市奨学資金条例に基づく貸付金にかかる債権の放棄についての意見を、次のとおりとする。

令和4年1月31日提出、守口市教育委員会　教育長　太田知啓。

○教育長　それでは議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第2号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金にかかる債権の放棄についての意見」を御説明いたします。

議案書4ページ及び5ページを御覧いただきますようお願いいたします。

守口市教育委員会においては、過去に守口市奨学資金条例に基づき、向学心があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難である者に対し、高等学校、専修学校、短期大学、大学の区分に応じ、奨学資金として準備金及び修学金の貸付けを行って

ました。

守口市奨学資金条例については、平成31年4月1日をもって廃止しているため、現在は過去に貸付けを受けた者からの回収事務を行っているところです。貸付けを受けた者のうち、償還期限を経過してなお未納のものについては、随時督促状の送付、電話、訪問による催告などを行い債権の回収に努めているところです。

しかし、未納となっている債権のうち、民法の一部を改正する法律による改正前の民法第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過し、かつ債権者本人や連帯保証人に接触できないケースについては、債権回収は極めて困難です。

これらの債権を保持し続けることは、適切な債権管理の観点から妥当とは言えないことから、債権の放棄を行う必要があります。

つきましては、当該債権の放棄について守口市議会2月定例会に上程するにあたり、教育委員会としての意見を定めようとするものです。

5ページの表を御覧下さい。今回、対象となる債権の内容でございますが、それぞれ貸付年度別に一覧にしております。いずれも最終償還日から令和3年12月末までの時点で10年を経過していることを前提とし、そのうちでも債権者及び連帯保証人の全員が死亡、居所不明のいずれかの要件に該当しており、今後回収できる可能性が無いものに限定しております。対象件数は2件、対象金額は459,000円でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

では私から質問させていただきます。

今現在返還中の人を含めて返還予定者は大体人数はどれくらいいるのでしょうか。

○事務局 残件数は180件ございまして、貸付残額が38,066,021円でございます。以上でございます。

○教育長 はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは他に御質問、御意見が無いようですので採決いたしたいと思います。議案第2号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第2号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に日程第6、議案第3号「令和4年度全国学力学習状況調査への参加及び協力について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第3号「令和4年度全国学力学習状況調査への参加及び協力について」。

令和4年度全国学力学習状況調査への参加及び協力について、次のとおりとする。

令和4年1月31日提出、守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号「令和4年度全国学力学習状況調査への参加及び協力について」を説明させていただきます。

去る令和3年12月21日文部科学省総合教育政策局長から大阪府教育長を通じて、令和4年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について依頼がございました。

令和4年度実施の内容について、議案書6ページから7ページ及び、本日お配りしております実施要領に沿って御説明させていただきますので、御参照ください。

まず実施要領1ページを御覧下さい。「1. 調査の目的」につきましては、これまでと変更なく、児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策の改善等に役立てることとなっております。

「4. 調査事項」におきましては、児童生徒に対する調査について示されており、「教科に関する調査」として小学校で国語、算数及び理科、中学校で国語、数学及び

理科が実施されます。理科につきましては、3年に1度の実施となっております。また、調査問題とは別に生活習慣や学校環境等に関する調査として、児童生徒に対する質問紙調査と学校に対する質問紙調査がございます。

次に実施要領2ページの5.(1)に記載のとおり、調査日は令和4年4月19日(火曜日)となっております。

令和4年度は実施要領で大きな変更点はございませんが、児童生徒質問紙調査については、希望された学校で端末を活用したオンラインによる回答方式で実施することが可能となります。児童生徒質問紙をオンラインで実施する場合は、実施後に速やかに1次集計結果を各校で確認できるとのことから、本市で端末の整備等が進んでいることも踏まえ、市内全校でオンラインによる実施を考えているところです。

児童生徒の学力向上及び学習状況の改善は本市の重要課題であり、これまでも全国学力・学習状況調査並びに大阪府中学生チャレンジテスト、小学生すくすくウォッチに参加することで、本市の児童生徒の学力や学習状況調査を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証を行い、その改善を図ってまいりました。令和4年度につきましては、新たな市学力向上プラン策定から2年目となりますが、今後とも、調査結果の分析を充実させ、施策の見直しや改善を行うため、また、学校・家庭・地域が連携した取組みを進める上でも、今回の全国調査に参加することは、必要であると考えております。

以上、誠に簡単な説明ですが、これまでの学力向上へ向けた取組みをさらに進めるため、令和4年度全国学力・学習状況調査へ参加することにつきまして、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。何か御質問や御意見はございますでしょうか。

○委員 実際に子どもが参加した経験から、クラスの中だけでなく広く子どもも学力や学習状況を知る良い機会になったなというふうに思っております。ただ、結果

の返却がすごく遅いので、もしもう少し早くできるなら、早くしてほしいなというふうに思っております。

守口市ではこれまでの調査結果を丁寧に分析して授業改善などに活かしてこられて、少しずつですけども良い方向に進んできたというふうに思っております。参加することで得られるものは大きいと思いますので、ぜひ参加していただきたいと思っております。

○教育長     ありがとうございます。

○事務局     ありがとうございます。

今回の質問調査は先ほど申し上げたとおり、全校でオンライン調査を利用し実施することを予定しております。これを活用することで、速やかに子どもたちの意識調査を分析して、学校教育活動の改善等に努めていきたいと思っております。

また、実施問題につきましても可能な範囲で自己採点等に取り組んでいる学校もございますので、その学校をさらに増やせるよう学校へ呼びかけ、全校の子どもたちに全問でなくても実施問題に取り組んでもらうことで教育活動の改善に繋がりたいと思います。

以上です。

○教育長     ほかに御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員     質問調査について、非常に興味があるんですが、オンラインで実施すると。回答期間が4月19日か4月28日となっておりますね。これは児童や生徒に日時を指定するんですか。それとも希望の日時で、自分の一番回答しやすい時間にやってもらうのかどちらでしょうか。

○事務局     質問紙調査についてのオンライン回答については、各校で希望日を3日間まで上げることができます。というのも、全国で同時にアクセスをするとアクセス制限がかかることから、国のほうから希望日を踏まえた上で、アクセスが分散されるような形で各校の日程を指定するような形になっております。



以上です。

○委員 ということは、例えばA小学校6年生の児童は、その決められた日時に一斉にするということですか。

○事務局 そのとおりです。各校で日程が決められております。

○委員 ばらばらに希望する日時にやるということは想定されないんですか。私、一定の時間をかけてじっくりと回答してほしいので、そういう意味ではそういった方法もありかなと思ったりもしますので、また今後の検討課題にさせていただけたらと思います。

以上です。

○教育長 質問紙の回答は、一定時間の中でとの決まりがあります。これは、回答について子どもたち同士で話し合ったりしないように、同一の時間帯でと文科省の定めた全国的なルールに沿って今のところやらざるを得ない様な状況です。

ただ、それでも将来的には随時回答できるような形になるかもしれませんね。

○委員 やってみて比較できたら面白いなと思いますけどね。

○教育長 せっかくオンラインで回答するので、すぐに回答結果を把握できると思いますが、回答データは直接、国に集められるので、我々がすぐに結果を見ることのできないんですよね。そういったところも少しずつ変わっていけばいいと思います。

ほかに御質問や御意見はございますでしょうか。それでは私からお伺いします。

今回、理科が久しぶりに実施されますが、これまでの理科の調査結果で、本市のこういうところが少し弱いというところがあれば教えていただきたいのが1点と、今回の調査は、新しい学習指導要領で初めての調査という形になりますので、特に理科で今回充実された内容とか、あるいは学年が変わった内容について、どんなふうに授業で取り組んでいるのか、分かる範囲で教えていただけたらと思いますが、可能でしょうか。

○事務局 これまでの守口市での課題は、国語、算数、数学にも重なる部分はある

んですが、知識や技能を活用して、それを考察して表現する力というところが課題であると認識しております。また、器具の名前を正式に答えたりする問題等、こちらについては大阪府の課題と重なり守口市でも課題があるという認識をしています。

○教育長 はい、ありがとうございます。

国語、算数、数学と違って、理科は数年に一度の実施になりますので、前回から少し時間が経っていますが、市としての傾向とといいますか、こういったところが苦手だということも見えてくると思います。市全体あるいは学校で、理科のこういう内容が少し弱いという部分をしっかりと確認して、テストのため、あるいは学力調査のためではなくて、あくまでも学習指導要領が目指している理科の内容で身に付けるべき資質能力をしっかりと育成することが一番大事だと思います。それが授業で身に付いているかどうかを確認することが大事なことだと思います。そういった視点で、また年度末に向けてカリキュラムの内容の習熟状況を確認しながらやっていく必要があると思いました。

理科も学習内容が変わってきているので、学習指導要領で充実された内容がきちんと子どもたちに身につけているかどうかを考えるきっかけにしていければいいと思います。教育委員会でもしっかりと分析して、各学校の授業改善に活かしていきたいと思っています。

それから、質問紙についてもここ数年、事務局でも深く分析をしています。今度は学校だけではなくて、市民の皆さんにも子どもたちの学力はこういうふうにしっかり身につけてますよということを分かりやすく伝えていけるように工夫していきたいと思っています。

それでは、ほかに御質問や御意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは他に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。議案第3号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、原案どおりに決定いたしました。

それでは次に、日程第7、議案第4号「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドライン（案）について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第4号「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドライン（案）について」。

スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの活用に関するガイドライン（案）について、次のとおりとする。

令和4年1月31日提出。守口市教育委員会 教育長 太田智啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用に関するガイドライン（案）」につきまして説明させていただきます。議案書の8ページから18ページを御参照いただきますようお願いいたします。

令和元年度に本市立学校で生じた重大ないじめ事案について、守口市立学校いじめ防止対策等審議会より答申を受け、5月教育委員会定例会にて今後の対応方針を決定いただきました。その内の専門職の専門性向上と、専門職の生徒指導体制への位置付け及び明確化を図るため、専門職の役割及び活用に関するガイドラインを作成することについて、このたび、大阪府スクールカウンセラー、スーパーバイザー、チーフスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに助言をいただきつつ、校長会にて意見をいただき、作成しましたものを12月教育委員会定例会にて御協議いただいた意見を反映し、お示ししております。

それでは内容について説明させていただきます。議案書10ページ、目次を御覧いただけますでしょうか。

全体の構成といたしまして、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー

それぞれについて、職務内容、職務遂行にあたり配慮すべき事項を記載し、最後にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、市教育委員会の役割、学校の役割、小中学校等の連携について記載をしております。

議案書 11 ページ、「1 スクールカウンセラーについて」では、本市のスクールカウンセラーは臨床心理士、公認心理士の資格を有している方が大阪府より配置されていることや、スクールカウンセラー導入の背景と狙いを示しております。「2 SCの職務内容について」では、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言・援助、不登校、いじめや、暴力行為等、問題行動等を学校として認知した場合や、自然災害、突発的な事件事故が発生した際の援助、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施など7点についてお示しをしております。

議案書 13 ページ、「3 SCの職務遂行にあたり配慮すべき事項」として、守秘義務や情報共有、家庭訪問の方法、児童虐待にかかる通告についてお示ししております。同ページ後半からは、「4 スクールソーシャルワーカーについて」を示しております。本市のスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有していることや、本市のスクールソーシャルワーカー活用の狙いとして、「全ての子どもの困り感をすくいあげ、チームで解決方法を立てる体制づくり」をスローガンにしていることを示し、14 ページには、問題を抱えた児童生徒とその置かれた環境への働きかけを行うスクールソーシャルワークで大切なことを6点示しております。

「5 SSWの職務について」として、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、連携調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、教職員等への研修活動など5点を示しております。

議案書 15 ページ、「6 SSWの職務遂行にあたり配慮すべき事項」として、守秘義務や関係機関との連携など、5点お示ししております。

16 ページ、「7 SC、SSWの活用について」を示しております。最初に市教

育委員会の役割については、SC、SSWが学校関係機関とネットワークを築くために、管理職をはじめとした教職員関係機関にSC、SSWの役割を周知する取組みを行っていくことを示しております。次に学校の役割として、SC、SSWの専門性及び役割を全教職員が理解し、学校長の指揮監督の下、担当者が中心となり校内体制の構築に向け、組織的に取り組むことが必要であることから、児童生徒の課題の状況に応じてSC、SSWと連携しながら担当者が中心となってケース会議を開催し、アセスメントとプランニングを行うことが大切であることを示し、校内におけるSC、SSWの環境チェックならびに、担当者の役割と流れを示しております。

最後に、子どもたちの発達段階に応じた指導をより効果的にするために、さらに切れ目のない支援をすることが未然防止に繋がることから、小中学校の連携の必要性等についてお示ししております。また、学校により一層活用してもらうため、「7 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について」の2)の内容を抜粋し、1枚にまとめた別紙をお示ししております。

以上、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドラインの説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 いじめの重大事態、これを真摯に受け止めてこのガイドラインを本当に迅速にまとめられているなというふうに感じております。市教委もそうなんですけれども、各学校におかれては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをさらに活用というか、充実して活用するためにこのガイドラインをきっかけとして、教員としての専門性を自覚して普段の気づきであるとか、そこらへんのスキルもやっぱりスクールカウンセラーやソーシャルワーカーに任せるのではないような共同の仕方が必要だなと思っておりまして、これをいっぱい活用していただきたいと思っています。特に校内の生徒指導や教育相談体制をきっかけに、校長先生がしっかりと見つ

め直して、一緒にもう一度立て直すというか見直していくきっかけとしていただきたいなというふうに感じております。

○事務局　　今、委員よりいただきました御意見につきましても、実は今回の答申の中でも児童生徒理解や人権教育をテーマとした教職員研修の充実、これを図っていくようにと提言されております。我々としましても、校内のそういった研修のみならず、教育委員会としての研修の充実を図り、やはり専門家の方と連携したそういう校内組織の体制の構築、それから充実に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○教育長　　ほかにいかがでしょうか。

○委員　　ここに書いてある言葉は難しい言葉が多いので、ぜひ、スクールソーシャルワーカーって何なんだっていうことが特に児童や生徒に分かるように説明してやってほしいと思います。それと例えば令和3年度はまだ途中ですけど、相談件数はいかほどなのでしょう、もし今、ある程度数を把握されていたら教えていただければと思います。

○事務局　　今正確なデータが手元になくて申し訳ございませんが、スクールカウンセラーにつきましては、中学校区に毎週1回派遣ということなので、その1週間のうち6時間の勤務になっていますが、大体1時間の枠でお一人の面談をされるような形式をとられております。その時間は本当に相談件数がいっぱい入っているので、毎週相談件数が6件前後入っている状況というふうに聞いております。

○委員　　今スクールカウンセラーっておっしゃいましたよね。

○事務局　　はい。

○委員　　私さらに関心があるのがスクールソーシャルワーカーのほうなんですよ。

○事務局　　スクールソーシャルワーカーにつきましても、今、毎月報告をまとめておりまして、ケース会議ですとか校内の中での生徒指導の会議の中で、複数の児童生徒の相談を受けているということで、スクールソーシャルワーカーの方が直接児童や

保護者の方と面談をするようなケースは若干少ないです。やはり教職員の方から相談を受けて、その児童生徒、保護者の関係機関に働きかけたり、関係機関との連携を一緒になって考えるということはさせていただいているところです。

○委員 はい、ありがとうございました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

私からも感想ですが、いじめ審議会からの答申でいただいているのはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの根幹的な活用だと思います。特に学校と専門家との連携、橋渡しの部分が特に大事だと御提案いただいたと思います。ガイドラインはあくまでも一つのツールだと思いますので、こういったものを関係者全てが目を通して、より連携が密になって子どもたちをうまく支えられるように総合的に取り組んでいくことが大事だと思います。特に委員からも御指摘いただいたとおり、子どものいろんな課題というのは複雑化、多様化しておりますので、それに気づいたり、子どもへうまく働きかけて聞き取ったりというのは、まず学校の先生の役割だと思いますので、子どもたちを観察する能力だったり、あるいは子どもたちの悩みをまず先生が聞いてあげられるような、聴き取りの能力といいますか、カウンセリング能力について、先生のそういった資質、能力を高めていくことも大事だと思っております。こういったガイドラインと共にいろんな研修機会の充実にも取り組んでいかないと感じました。

それでは他に御質問や御意見が無いようですので、採決いたしたいと思えます。

議案第4号につきましては、原案どおりに決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、原案どおりに決定いたしました。

本日予定しておりました議案は以上となります。

それでは、事務局のほうから何か報告や連絡はございますでしょうか。

○事務局 総務課から1点御連絡を申し上げます。

守口市における学校と保護者間をつなぐデジタル連絡ツールの導入につきまして、実は「令和4年度教育に関する予算についての意見」の中におきましても、学校機能強化の中で申し述べておりましたデジタル連絡ツールの導入なんですけれども、今回御縁がございまして令和4年4月1日から、株式会社137の提供するCOCOという連絡システムを導入することができることとなりましたので、御報告をいたします。

近年、国におきましても押印の廃止とそれに伴う文書のデジタル化が推奨されているところでございまして、守口市の行政側におきましても同様の動きが起こっております。学校におきましては、一定文書の見直しが行われまして、押印というのは大分件数が減っているところなんですけれども、各学校の技術的な制約であるとか、各家庭の環境の違いによりまして一定、押印が進んだことによってデジタル化が進むということがなかなか進んでいないというのが現状でございます。その中でGIGAスクール構想の発展によりまして、本市においても令和2年度には全市立学校の児童生徒に一人一台の学習用端末が整備されております。令和3年度からは端末の持帰りも始まっておりまして、学校と保護者を取り巻くデジタル環境というのは加速度的に進んできているというふうに我々も認識しているところでございます。そうした中で、学校と保護者間の連絡の高密度化であるとか、迅速化であるとか、あとは確実性の担保であるとか、そういうものを目指してデジタル連絡ツールの導入に踏み切ろうという形で進めていたところです。今般、株式会社137という会社のデジタル連絡ツールなんですけれども、実はこちら経済産業省の提供する補助金を受けておりまして、令和4年度に関しましては守口市の財政負担を一切求めないという形でお話をいただいております。この補助金を活用して、この事業者と連携して良いものを導入できればいいなと思っております。



導入にあたりましては、一定混乱が予測されるんですけど、我々としましても学校や市PTA協議会等にも赴きまして、説明を十分させていただいたうえで、円滑に導入していけるように取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長 はい、ありがとうございました。

今の件で何か御質問や御意見とかございましたらお願いいたします。

○委員 コクーと言うんですか。

○事務局 はい。

○委員 どんな字書くんですか。

○事務局 ローマ字でC O C O Oです。

実は様々なメディアでも紹介されているシステムでございまして、NHKや日本教育新聞の記事にもなったりと、関東のほうでは非常に導入が進んでおるところでございます。もう利用者は10万人を超えておるといところです。非常に新しいシステムで、大阪府での導入は我々が最初になるんですが、実績のある会社でございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 今、主任からもありましたように経済産業省のE d T e c hという補助金で、経産省が事業者に対する補助金というような形で取組みをしています。かなりの規模でいろんな取組みがされている中の一つが、そのデジタル連絡ツールの取組みです。実際にそのC O C O Oの社長に守口市まで来ていただいて私も説明を聞かせていただきましたが、意欲的に、学校現場や保護者のことを考えて仕組みを作っているように思いました。既にこのE d T e c hによるC O C O Oは令和2年度から全国で取組みが進んでおりまして、各自治体のほうでも導入が進んでおりますので、また事業者を通じて全国の教育委員会がどのように保護者に周知して導入できたのか、非常に興味深いので、教えていただきながら、丁寧に保護者の方に説明できるようにしていきたいと思っております。

あと長期的なことを考えると、やっぱりシステムは一長一短あって、全て完璧にできるわけじゃないと思います。実際に今回導入することによって、もう少しこういうことが使えるといい、という声をぜひ我々のほうからも発信していったって、システムがより良いものになるよう開発が進んでいくといいと思います。事業者もすぐに改善することは難しいとは思いますが、事業者のほうも学校現場でどういうふうになるともっと便利になるのかと聞いたがっておりましたので、学校現場や保護者の声を届けていきたいと思っております。導入しましたら進捗状況なんかも御報告したいと思えます。

ほかに御連絡、報告があればお願いします。

○事務局 失礼します。大阪モデルがレッドステージになったこと、それからまん延防止重点措置期間としまして、地域に指定されましたことを受けまして、本市のほうでも留意点のほうを更新しております。

内容としましては子ども同士が接触する教育活動を行わないようにすることや、部活動におきましても身体の接触が伴う活動や、大声を発するような練習等を行わない、それから練習試合や合同練習等も行わないというふうに制限をかけて、教育活動を実施するようこちらのほうから発出しております。

以上、報告とさせていただきます。

(資料配付)

○事務局 令和3年10月定例会で御報告させていただいた以降、新型コロナウイルス感染症による臨時休校等をした学校につきまして、別添の資料をもって御報告とさせていただきます。

令和4年の1月以降に新型コロナウイルスの感染症の急速な感染拡大が起こっている中で、陽性者を確実に必要な医療に繋げることを最優先とするため、大阪府においてはオミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化として、保健所の新規陽性者数がおおむね4,000人以上判明した場合の対応策として、フェーズ3

からフェーズ4に変更がなされております。これまで陽性者の行動履歴を確認し、保健所へ報告、保健所から疫学調査の報告を受け、濃厚接触者に当たる者については出席停止もしくは出勤停止を行ってきたところです。

今回のフェーズ4への変更により、事業者等において主体的に陽性者との接触状況等を確認の上、濃厚接触の可能性のある者を特定し、自宅療養、健康観察の指示を行い、疑わしい症状等があった場合は各自で医療機関にて診察するように伝えているところでございます。

1月5日付の厚労省新型コロナウイルス感染症推進本部で事務連絡に示された濃厚接触者の取扱いでは、濃厚接触者の療養機関がこれまで陽性者との最終接触日が2週間であったものが、10日間に変更されております。

以上、誠に簡単な説明ですが御報告とさせていただきます。

お配りさせていただいたものの中に、個人情報が入っておりますので、回収だけよろしく願いいたします。

○教育長 この件について、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業についてですが、大阪府の府立学校では臨時休業の考え方を感染者に限定したような出席停止みtainな扱いにしており、市町村教育委員会としても府立学校の扱いを参考にする形になっております。本市では今感染児童が非常に拡大しておりますので、すぐに府の方針を適用するという形をまだ取っておりませんが、今後の感染状況なども見ながら感染拡大の防止と子どもたちの学習の保障という観点から、府の方針も踏まえつつ最適な方法を導入するようにしていきたいと思っております。日々の状況を鑑みながら迅速に対応を検討した上で、今後またメール等で教育委員の皆様へ御相談させていただきたいと思っております。

○事務局 先ほど教育長のほうからもお話がございましたけれども、今の本市の感染状況としては、児童生徒に発症が頻発しているような状況でございます。そういったところから、府からは通知がございましたが、現時点で市のほうのやり方を変える

ということになりますと、非常に混乱を招くというようなことにもなりかねませんので、現状が落ち着くまでの間は、発症が確認できた翌日から三日間の臨時休業、学年を単位とした学年閉鎖という形の取扱いをさせていただきたいと思っております。その中で、今まででしたら学年閉鎖をしている間に新たに同学年で感染者が確認された場合には、追加して延長というような形をとってたんですけれども、学校内で感染が広がっていないということが確認できる疫学調査の結果が出た場合は、その期間も三日間の健康観察期間を先にとらせていただいているということから、市としては、新たな延長については考え方を改めて、学年閉鎖中に新たに発生した場合には疫学調査、また子どもたちの健康観察の期間を既にとっていると考え、新たに延長という考え方はしませんので、よろしく願いいたします。

○教育長 随時、また皆様にも情報を提供していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

ほかに報告はございますでしょうか。

では私からもう1点御報告させていただきます。昨年度の7月から守口市新しい学校・園づくり審議会を開始し、昨年12月20日に第6回目を開催して、議論はしつくした形になりました。今は答申の取りまとめをしている段階です。もしかしたら修正過程のものになるかもしれませんが、2月もしくは3月頃には答申について定例会で経過を御報告したいというふうに思っております。かなり分量の多い答申になっております。学校の適正規模だけではなくて、これからの守口の子どもたちがどういうふうに育てほしいかというような視点でも御提案いただいておりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、この件について学校管理課から何か補足はありますか。

○事務局 今教育長がおっしゃっていただいたとおりの内容となっております。

○教育長 それでは、ほかに無いようでしたら本日の定例会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

閉会：午前10時58分